

さいたま市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 **7** 月 **22** 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第 7 9 号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 5（第 3 6 条関係）		別表第 5（第 3 6 条関係）	
科目	口座番号	科目	口座番号
[略]		[略]	
軽自動車税	00120—6—960725	軽自動車税	00120—6—960725
		市たばこ税	00110—8—963218
[略]		[略]	
別表第 7（第 3 6 条関係）		別表第 7（第 3 6 条関係）	
口座名義	口座番号	口座名義	口座番号
[略]		[略]	
さいたま市会計 管理者	00190—5—7637 2	さいたま市会計 管理者	00190—5—7637 2
		さいたま市西区 会計管理者	00150—0—96222 1
		さいたま市北区 会計管理者	00160—1—9622 22
		さいたま市大宮 区会計管理者	00170—3—9622 23
		さいたま市見沼 区会計管理者	00180—4—9622 24
		さいたま市中央 区会計管理者	00190—6—9622 25
		さいたま市桜区 会計管理者	00100—7—9622 26
		さいたま市浦和 区会計管理者	00110—9—9622 27
		さいたま市南区 会計管理者	00120—0—9622 28
		さいたま市緑区 会計管理者	00130—2—9622 29
		さいたま市岩槻	00120—7—9624

			区会計管理者	06	
--	--	--	--------	----	--

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。